

# 資料 1



官 報

(号外第15号)

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律を(二)に公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第九号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律  
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百五十条」の下に「第一百五十条の十」を加える。  
第三条第七項中「次に掲げる者」の下に「で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「あらわす者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

第七十七条の見出しを「(療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報(第一百五十条の二第一項及び第一百五十条の三において「診療等関連情報」という)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第一百五十条に見出しおとして「(保健事業及び福祉事業)」を付し、同条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改め、第六章中同条の次に次の九条を加える。

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第一百五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報(診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないよう)するために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。(以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査  
二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究その他公衆衛生の向上及び増進に関する研究  
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)  
2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

## (照合等の禁止)

第一百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たつては、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。

## (消去)

第一百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。

## (安全管理措置)

第一百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

## (利用者の義務)

第一百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であつた者は、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## (立入検査等)

第一百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入りて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるもの。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

## (是正命令)

第一百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## (基金等への委託)

第一百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第百五十条の二第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」という。)に委託することができる。

## (手数料)

第一百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一条の規定により基金等に納められた手数料は、基金等の収入とする。

○内務省令第四〇  
文部科学省令第一〇  
医療保険制度の適  
法律第九号の施行に  
係第一項第二号及び第  
る命令を次のように定  
令和元年八月三日

○総務省令第四号  
文部科学省  
医療保険制度の適正化  
法律第九号)の施行に  
係第一項第二号及び第  
る命令を次のように定  
令和元年八月三十日

改正後欄に掲げる規定で改正前欄に  
改正前欄に掲げる規定のよう改め、改正前欄及び改正後欄に  
下「対象規定」という。は、改正前欄に

内閣總理大臣 安倍晋二  
　　總務大臣 石田真敏  
文部科学大臣臨時代理

くは診療所に入院し疾病若しくは傷ついて医療を受ける活動又は当該入前後に当該疾病若しくは傷害について統して医療を受ける活動を行うものこれらの活動を行う者の日常生活上活動する活動を行うもの

(被扶養者) 改正 後  
〔新設〕  
**第二条の二 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法(大正十一年法律第七十号)**  
第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの



## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

### 1. 趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）が改正され、被扶養者の要件に国内居住要件が追加されたことから、本改正の施行（令和2年4月1日施行）に向けて、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）について所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

#### （1）第2条の2（新設）

##### ○第1項

改正後の地共済法第2条第1項第2号に規定する主務省令で定める者（地共済法の被扶養者に該当しない者）を次に掲げる者とする。

- ① 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者
- ② 日本の国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

##### ○第2項

改正後の地共済法第2条第1項第2号に規定する主務省令で定めるもの（日本国内に生活の基礎があると認められるものとして被扶養者に該当するもの）を次に掲げる者とする。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

#### （2）第94条第1項

被扶養者の要件を備える者が第2条の2第2項各号のいずれかに該当する場合は、その旨について被扶養者申告書に記載するよう改正する。

#### （3）第101条の2

- （1）の新設に伴い、所用の改正を行う。

#### (4) 経過措置（附則）

- ① この命令の施行により被扶養者でなくなる者であって、施行日時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者の資格について、入院期間中は継続させることを規定。
- ② この命令の施行の日前においても、本改正後の規定により被扶養者の要件を満たさなくなる者に係る被扶養者申告書を組合が受理できることを規定。

#### 3. スケジュール

公布日：令和元年 8 月 30 日

施行日：令和 2 年 4 月 1 日（ただし、2 (4) ②については公布日）